

令和5年5月25日

五所川原市教育委員会

令和5年 第5回定例会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第22号	議案に対する意見について	P	1
2	議案第23号	五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について	P	6
3	議案第24号	五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について	P	7
4	議案第25号	五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	P	8
5	議案第26号	五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について	P	9

議案第 2 2 号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年五所川原市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

記

- 1 令和 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）案
（教育委員会所管分）
- 2 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
（五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会を設置するための条例改正）
- 3 参考資料（意見を求められた議案）
 - （1）令和 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）
別冊資料のとおり。
 - （2）五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
五所川原市議会提出予定議案並びに同議会へ提出する参考資料は、2 頁から 5 頁までのとおり。

【参考資料】
議案第54号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

【参考資料】

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会	市立小中学校の適正規模、適正配置等に関すること。	会長 副会長 委員	市立小中学校の校長 市立小中学校児童生徒の保護者 地域団体の代表者等 その他教育委員会が必要と認める者	7人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
--------------------------	--------------------------	-----------------	--	------	--------------------	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表上下水道事業等経営審議会委員の項の次に次のように加える。

市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会委員	日額	5,700円
------------------------	----	--------

提案理由

教育委員会の附属機関として、新たに五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会を設置するため提案するものである。

【参考資料】

○五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
別表（第2条、第3条、第4条関係） 教育委員会に置かれる附属機関							別表（第2条、第3条、第4条関係） 教育委員会に置かれる附属機関						
名称	担当する 事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副 会長等の選任 方法	名称	担当する 事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副 会長等の選任 方法
略							略						
五所川 原市教 育委員 会プロ ポーザ ル審査 委員会	略						五所川原市 教育委員会 プロポーザ ル審査委員 会	略					
五所川 原市立 小学校 中学校 適正規 模・適正 配置審 議会	市立小中学 校の適正規 模、適正配置 等に関する こと。	会長 副会長 委員	市立小中学校 の校長 市立小中学校 児童生徒の保 護者 地域団体の代 表者等 その他教育委 員会が必要と 認める者	7人以 内	委嘱さ れた日 から意 見を答 申した 日まで	委員の互選							
農業委員会に置かれる附属機関 略							農業委員会に置かれる附属機関 略						

【参考資料】

○五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号）の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略			略		
上下水道事業等経営審議会委員	日額 5,700円		上下水道事業等経営審議会委員	日額 5,700円	
市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会委員	日額 5,700円				
略			略		

議案第23号

五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について

五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号）において設置する五所川原市教育支援委員会の委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和5年6月6日から令和6年6月5日まで

2 委嘱する者

No	条例で定める委員の選出区分	所属、勤務先等	氏 名	備考
1	医師		坂本 卓子	再任
2	児童福祉施設の職員		坂下 雪音	
3	学識経験を有する者		檜崎 裕子	再任
4	学識経験を有する者		川口 奈津子	再任
5	教職員		菊池 真理子	
6	関係行政機関の職員		工藤 日都	再任
7	関係行政機関の職員		工藤 春那	再任
8	教職員		谷川 龍三	再任
9	教職員		小笠原 洋二	再任
10	教職員		原田 憲寿	
11	教職員		成田 嗣人	再任
12	教職員		貴田 英仁	再任
13	教職員		佐々木 勝規	再任
14	教職員		小山 太人	再任
15	教職員		新谷 賢子	
16	教職員		齊藤 公伸	再任
17	教職員		木村 新子	再任
18	教職員		五十嵐 由紀	再任
19	教職員		乳井 真紀	再任
20	教職員		鶴賀 晴美	再任

議案第24号

五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について

五所川原市教育支援委員会運営規則（平成28年五所川原市教育委員会規則第2号）第3条の規定により置くこととする五所川原市教育支援委員会の専門員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和5年6月6日から令和6年6月5日まで

2 委嘱する者

No	所属、勤務先等	氏 名	備考
1		佐々木 あさ子	再任

議案第25号

五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号）において設置する五所川原市いじめ問題専門委員会の委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

2 委嘱する者

No	条例で定める委員 の選出区分	所属、勤務先等	氏 名	備考
1	教育		小笠原 英夫	再任
2	法律		花田 勝彦	再任
3	医療		柞木田 礼子	再任
4	心理		長谷川 聡子	再任
5	福祉		島谷 浩子	
6	相談員		長尾 篤仁	

議案第26号

五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について

五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会運営要綱（平成27年4月1日施行）により置くこととする五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

2 委嘱する者

No	所属、勤務先等	氏 名	備考
1		小笠原 洋二	
2		佐藤 真由美	再任
3		金澤 寛斗	
4		工藤 成泰	
5		若松 陽子	
6		山内 かおり	再任
7		佐々木 勝規	再任